

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第八十八号

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七号鳥取縣林産物等
手数料規則の一部を次のように改め昭和二十三年十二月
一日からこれを施行する。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「鳥取縣林産物等手数料規則」を「鳥取縣林産物等検査
手数料規則」に改める。

第一條中、素材一石につき「参田五拾錢」を「八円」
に、二、製材一石につき「五円五拾錢」を「拾式円」
に、三、木炭拾貳俵一俵につき「六拾錢」を「参円参
拾錢」に、拾五貳俵一俵につき「参円」を「式円」に、
式拾貳俵一俵につき「参円参拾錢」を「貳円六拾錢」

昭和二十三年十一月三十日 火曜日
第千九百六十五号

本報ノ大キサハ規定欄第A列B

に、参拾貳俵一俵につき「貳円」を「四円」に、四、
普通薪一層積石につき「七拾錢」を「参円五拾錢」に、
五、ガス用薪八貫につき「七拾錢」を「参円五拾錢」
に、六、木ろう「百斤につき拾五円」を「生ろう百斤
につき貳拾四円、白ろう百斤につき貳拾四円」に改める。
第三條中「七拾錢むらさき色」を削り、壹円参拾錢あい
色の次に「壹円五拾錢はい色」を、貳円とび色の次に
「貳円六拾錢むらさき色」「四円き色」を夫々加える。

告示

鳥取縣告示第六百号

物價統制令第四條の規定により昭和二十二年七月鳥取縣
告示第五百二号（鳥取縣における新刊の書籍及び雑誌の
販売價格の加算額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十三年十一月三十日

昭和二十三年十一月三十日 第三十三号 第三十三号 第三十三号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第六百一十号

昭和二十三年九月鳥取縣告示第四百四十号(理髮店の等級指定の件)中次のように改正する。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、普通地区特級店の項中、東伯郡倉吉町(一五五店)とあるを(二二店)とし次の書を加える。

岸本 定雄 石井みよの 岡本多年代

小谷貞五郎 前田吉太郎

樋口眞智恵 小林 恭一

鳥取縣告示第六百二号

昭和二十二年附令、内務省令第一号第八條の規定により氣高郡期始村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

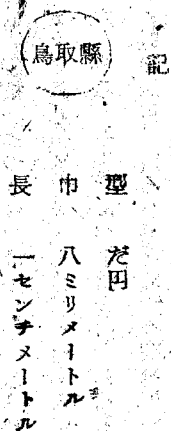
昭和二十三年十一月三十日から十二月四日まで

鳥取縣告示第六百三号

勞務加配主要食糧糶入通帳の裏面に押捺する配給庁印を左の通り定め右以外の捺印はこれを無効とする。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治



鳥取縣告示第六百四号

市街地建築物法施行細則第二百五條の規定により次のように仮設建築物を許可した。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字越殿町

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字越殿町

一、用途 住宅

一、構造 木造

一、規模 建築面積

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合には事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第六百五号

東伯地方事務所管内において無税検査並びに無税滞納者財産差押証票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付返納年月日 所屬庁名 職名 氏名

無税検査 九八 昭和二十三年十一月二十四日 日野地方事務所 鳥取縣事務吏 山垣 明

無税滞納者財産差押証票 九八 同日 同 同 同 同

無税検査 一七四 同十八日 同 同 同 同

無税検査 一七五 同 同 同 同 同

無税検査 一七六 同 同 同 同 同

無税検査 一七七 同 同 同 同 同

無税検査 一七八 同 同 同 同 同

無税検査 二五三 同十七日 同 同 同 同

鳥取縣告示第六百六号

昭和二十三年八月二十三日次の通り定置漁業権存続期間更新を免許した。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 免許 番号 第一五四号

(二) 漁業 権者 氣高郡湖山村

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業しいら築類漁業堰四手網

(四) 漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同 二十八年八月二十三日

(一) 免許 番号 第一五五号

(二) 漁業 権者 氣高郡湖山村

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業しいら築類漁業堰四手網

(四) 漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同 二十八年八月二十三日

(一) 免許 番号 第一五六号

(二) 漁業 権者 氣高郡湖山村

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業しいら築類漁業堰四手網

(四) 漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同 二十八年八月二十三日

(一) 漁業 権者 氣高郡湖山村
(二) 漁業の種類及び名称 定置漁業しいら築類漁業堰四手網
(三) 漁業権存続期間 自昭和二十三年八月二十四日 至同 二十八年八月二十三日

鳥取縣告示第六百七号

昭和二十三年十一月二十七日次のように定置漁業を免許した。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 免許 番号 第六一四号

(二) 漁業 権者 氣高郡湖山村 湖山池漁業会

(三) 漁場の位置 氣高郡湖山村地先

(四) 漁業の種類及び名称 定置漁業しいら築類漁業しいら

(五) 漁獲物の種類 こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、えび、うぐい、ぼら、せし、その他雑魚

00369

鳥取縣告示第六百八号

存続期間満了に因り次の漁業権の消滅を登録し免許漁業原簿からその漁業権の登録を抹消した。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 免許 番号 第六〇九号

(二) 漁業 権者 氣高郡湖山村 湖山池漁業会

(三) 漁業の種類及び名称 定置漁業しいら築類漁業しいら

(四) 漁業権存続期間満了年月日

自十一月三十一日

至同 二十六年十一月二十七日

自昭和二十三年十一月二十八日

至同 二十六年十一月二十七日

自十一月三十一日

至同 二十六年十一月二十七日

自昭和二十三年八月二十四日

至同 二十八年八月二十三日

鳥取縣告示第六百九号

鳥取縣兒童相談所規則第九條の規定にもとづき一時兒童保護所を次のように開設した。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 名称 縣立中央兒童相談所附設代用一時保護所

(二) 所在地 鳥取市吉方町 財團法人 鳥取育兒院内

鳥取縣告示第六百十号

鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則第十條の規定によつて瓦斯用薪指定業者の營業廃止届を出した者の住所及び氏名を次のように公表する。

昭和二十三年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 住所 鳥取市東品治町一八番地ノ四 鳥取縣薪炭株式会社

(二) 住所 鳥取市東品治町一八番地ノ四 鳥取縣薪炭株式会社